

改正後 (新)

第一条〜第七十一条 略

附則 略

別表第一 (第二条、第四条関係)

一 条例第二条第
二項第一号に掲
げる事業

イ 略

ハ 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第八
条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用
地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層
住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び
田園住居地域内を通過する道路の新設の事業 (車
線の数が四以上であり、かつ、当該地域内の
施行区間の長さの合計が二キロメートル以上七
・五キロメートル未満である道路を設けるもの
に限る。)

以下
略

改正前 (旧)

第一条〜第七十一条 略

附則 略

別表第一 (第二条、第四条関係)

一 条例第二条第
二項第一号に
掲げる事業

イ 略

ハ 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第八
条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用
地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層
住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域内
を通過する道路の新設の事業 (車線の数が四
以上であり、かつ、当該地域内の施行区間の長
さの合計が二キロメートル以上七・五キロメ
ートル未満である道路を設けるものに限る。)

以下
略